

# 住民記録システム標準仕様書【第6.0版】等の改定概要

## 1. 改定の概要

(1) 日本人氏名の振り仮名を住基法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由の修正

- 日本人氏名の振り仮名を住民基本台帳法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由を「職権修正」とすることとしたため仕様書を修正する。【住】

(2) 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布に伴う対応

- 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布を踏まえ、想定最終版の一部を標準仕様書に反映させる。【住】
- 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布を踏まえ、想定最終版を標準仕様書に反映させる。【印】

住：（住民記録システム）／印：（印鑑登録システム）

## 2. 改定内容に係る適合基準日

住民記録システム標準仕様書【第6.0版】及び印鑑登録システム標準仕様書【第3.3版】における実装必須機能に係る改定内容の適合基準日は、令和8年4月1日とする。